大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和８年11月６日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　クスリのアオキ十日町店

所在地　十日町市高山塚下706番地１　外

設置者　株式会社クスリのアオキ

２　変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ピアレマート十日町店

（変更後）クスリのアオキ十日町店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スポット　代表取締役　黒井　英恭　新潟県長岡市新産三丁目６番地12

（変更後）株式会社クスリのアオキ　代表取締役　青木　宏憲　石川県白山市松本町2512番地

３　変更年月日

(1) 令和８年９月１日

(2) 令和８年９月１日

４　変更理由

名称及び小売業者の変更のため

５　届出年月日

令和８年９月17日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、十日町市産業政策課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和８年11月６日から令和９年３月６日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp